

令和3年9月10日

各サークル主将、部長 殿

学 長

まん延防止等重点措置適用期間延長に伴うサークル活動の禁止について

鹿児島県のまん延防止等重点措置発令（8月20日から9月12日まで）に伴い、8月27日付け通知「まん延防止等重点措置適用に伴うサークル活動の禁止について」の中で、8月28日（土）から9月12日（日）まで、サークル活動に関して活動禁止としていましたが、鹿児島県において、まん延防止等重点措置期間が9月30日（木）まで延長されることになりましたので、サークル活動の禁止期間も延長いたします。

コロナウイルスの猛威が、いかに凄まじいかは、本学においても8月に入ってから、学部学生、大学院生に26名、教職員等に2名の感染者が出ている（9月10日現在）ことから、ご理解いただけたと思います。

延長期間につきましては、9月30日までのまん延防止等重点措置期間の延長と、令和3年9月3日付け通知「令和3年度後期の授業開始について」に示されている10月1日（金）から10月14日（木）までの遠隔授業実施に鑑み、夏季休業明けの学生間の感染リスクを減らすために、10月14日（木）までサークル活動に関しても活動禁止とします。

以上のことから、**令和3年9月13日（月）から10月14日（木）までもサークル活動は禁止となります。**

また、感染リスクが高まる「5つの場面」、特に、飲酒を伴う懇親会等については、前回同様、自粛を強く要請します。

なお、今後の感染状況等によっては、禁止期間のさらなる延長や対応策の見直しを行う場合があります。

この禁止期間中に、動物の飼育等サークル活動のために必要な作業については、十分な感染防止対策を講じていれば認めますが、予め申し出るようにしてください。既に許可を得ているサークル・団体においても、新たに延長された期間（9月13日（月）～10月14日（木））について、改めて申し出てください。

最後に、この通知は学生の皆様の健康と安心・安全な大学生活を守るため、そしてご家族、ご友人の健康を守るための苦渋の決断であることをご理解いただき、ご協力いただくようお願いいたします。